

平成17年2月28日
預金保険機構

理事長談話

1. 預金保険機構は、特別危機管理銀行である足利銀行から預金保険法第129条第1項の資産買取りに係る申込みを受けて、本日運営委員会を開催し、当該資産564億円（簿価3,978億円）の買取りを行う旨決定した（買取日は平成17年3月22日を予定）。
2. 本資産買取りについては、預金保険法附則第10条第1項に基づき当機構から整理回収機構に委託する。

以上